

しゃかいふくしほうじんゆうしんかい    しょうがいふくし    さーびす  
**社会福祉法人雄心会の障害福祉サービスについて**

べっぴょう    じゅうようじこうせつめいしょ  
**「別表1」(重要事項説明書)**

とうほうじん    がいよう

**1    当法人の概要**

|                                           |                                                     |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| めいしょう    ほうじん<br>名 称 ・ 法 人<br>しゅべつ<br>種 別 | しゃかいふくしほうじんゆうしんかい<br>社会福祉法人雄心会                      |
| だいひょうしゃめい<br>代 表 者 名                      | りじちょう    いたう    まさあき<br>理 事 長    伊 藤    正 明         |
| しょざいち<br>所 在 地<br>でんわ<br>電 話              | ほっかいどうほくとしみずかわ4ばんち1<br>北海道北斗清水川4番地1<br>0138-77-1700 |
| ぎょうむ    がいよう<br>業 務 の 概 要                 | かいごふくしぎょう<br>介 護 福 祉 業                              |

じぎょうしょ    がいよう

**2    事業所の概要**

|                                                                                               |                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| じ    ぎょう    しょ    めい<br>事    業    所    名                                                      | けあすてーしょん<br>ケアステーション    かがやき                                                                                              |
| しょ    ざい    ち<br>所    在    地                                                                  | くどうぐん    ちょうきたひやまくとよおか337ばんち1<br>久遠郡せたな町北檜山区豊岡337番地1                                                                      |
| ていきょうかのう<br>提 供   可 能 な<br>さーびすおよ<br>サービス 及 び<br>かいごほけんじぎょうしょ<br>介 護 保 険 事 業 所<br>ばんごう<br>番 号 | きょたくかいごじぎょう<br>① 居 宅 介 護 事 業<br>じゅうどほうもんかいごじぎょう<br>② 重 度 訪 問 介 護 事 業<br>どうこうえんごじぎょう<br>③ 同 行 援 護 事 業<br>ごう<br>0111700373号 |

|                                    |                                                                                                  |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かんりしゃおよび<br>れんらくさき<br>連絡先          | おの さとる<br>尾野 覚 0137-84-5557                                                                      |
| さーびす<br>サービス<br>ていきょうちいきいき<br>提供地域 | ちよういちえん      ちくがい      さーびすていきょう<br>せたな 町      ー 円 とするが、地区外にもサービス 提供<br>おこな こと<br>を 行 う 事 があります。 |

とうほうじん      さーびす      ほうしんなど

### 3 当法人のサービスの方針等

ちいき ひら      ほうじん      ぎょうせい      た      かんけいきかん      れんけい      ちいき  
地域に開かれた法人として、行政や他の関係機関と連携し、地域に  
みっちゃく      ほう      と      く      しょうがい      あんしん      く  
密着した「法」に取り組み、障害をもっても安心して暮らせる  
ちいきしゃかい      そうどう      しょう      しゃ      じりつ      にちじょうせいかつまた  
地域社会の創造。そして、障がい者が、自立した日常生活又は  
しゃかいせいかつ      いとな      ひつよう      しょうがいふくし      さーびす      ていきょう  
社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスを提供  
かんが  
していきたいと考えております。

えいぎょうび      じかん

### 4 営業日・時間

にちようび      どうようび      ごぜん      じ      ごご      じ  
日曜日 から土曜日まで午前6時から午後10時まで

じぎょうしょ      しょくいんたいせいとう

### 5 事業所の職員体制等

| しょく      しゅ<br>職      種              | じゅうじ      さーびす<br>従事するサービス<br>しゅるい      ぎょうむ<br>種類、業務 | じん      いん<br>人      員                                             |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| かん      り      しゃ<br>管      理      者 | かんりぎょうむ<br>管理業務                                       | めい<br>1 名                                                          |
| さーびすていきょうせきにんしゃ<br>サービス提供責任者         | きょたくさーびす<br>居宅サービス、<br>れんらくちようせい<br>連絡調整              | めい      じょうきん      めい<br>2 名（常勤 1 名、<br>ひじょうきん      めい<br>非常勤 1 名） |

|                        |                                                                                          |                    |                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| スペース<br>やしうよきいて<br>提供者 | かいごふくしし<br>介護福祉士                                                                         | きょたくさーびす<br>居宅サービス | めい      じょうきん      めい<br>2 名 ( 常 勤 1 名 、<br>ひじょうきん めい<br>非 常 勤 1 名 )     |
|                        | かいごしょにんしゃ<br>介護初任者<br>けんしゅうしゅうりょう<br>研 修 終 了<br>しゃ ほーむへるぱー<br>者 (ホームヘルパー<br>きゅう<br>2 級 ) | きょたくさーびす<br>居宅サービス | めい      じょうきん      めい<br>3 名 ( 常 勤 0 名 、<br>ひじょうきん めい<br>非 常 勤 3 名       |
|                        | かんごし<br>看護師                                                                              | ほうもんかいごいん<br>訪問介護員 | めい      じょうきん      めい<br>名 ( 常 勤      名 、<br>ひじょうきん めい<br>非 常 勤      名 ) |
|                        | じゅんかんごし<br>准 看護師                                                                         | ほうもんかいごいん<br>訪問介護員 | めい      じょうきん      めい<br>名 ( 常 勤      名 、<br>ひじょうきん めい<br>非 常 勤      名 ) |

さーびす りょうりょうおよ りょうしゃふたんがく

## 6 サービス利用料 及び利用者 負担 額

きょたくかいご    じゅうどほうもんかいご    どうこうえんご    いどうしえん

(1) 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 移動支援

りようしゃほんにん ふようぎむしゃ ふたんのうりよく おう かいごきゅうふりようし  
利用者 本人 または扶養義務者の 負担能力 に応じて 介護給付量 支  
きゅうけつてい おこな しちょうそん さだ がく ただ りようしゃ しん  
給 決定 を 行 った 市町村 が 定めた額とします。但し、利用者 の 身  
たいてきりゆう ひとり へる ぱー かいご こんなん みと ばあいなど  
体的 理由により 1 人のヘルパーによる介護が 困難 と 認められる場合 等で  
どうじ ふたり へる ぱー さーびす ていきょう ばあい ふたり  
あって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを 提供 した場合は、2 人  
ぶん りょうきん  
分の 料金 をいただきます。

こうつうひ  
(3) 交通費

ふくしゅうしょううんそうりょうけいやく                  べつとみつも  
福祉有償運送 利用契約      による。(別途見積りいたします。)

りようりょうきん しはら  
(4) 利用料金 の支払い

げつまつしめきり よくげつ にち にち きゅうじつ ばあい  
月末締切 の 翌月 27 日 (ただし、27 日 が 休日 の場合は  
よくえいぎょうび げんそく こうざふりかえ しより  
翌営業日 とする) とし、原則 として、口座 振替 で処理 させていただきます。

じょうき りようしゃふたんきん ほうていだいりじゅりょう げんぶつきゅうふ ばあい  
(5) 上記 の 利用者 負担金 は、「法定 代理 受領 ( 現物給付 )」の場合に

きさい きょたくさーびすけいかく さくせい ばあい  
ついて記載 しています。居宅 サービス 計画 を 作成 しない場合など、  
しょうかんばら ばあい りようしゃ りようりょう わり  
「 償還払い 」となる 場合には、いったん 利用者 が 利用料 (10 割) を  
しはら そのごしちょうそん たい ほけんきゅうふぶん わり せいきゅう  
支払い、その後 市町村 に対して 保険給付分 (9 割) を 請求 すること  
になります。

ほう がい さーびす ばあい さーびすりようりょう いちぶ せいどじょう  
(6) 「法」 外 のサービスとなる 場合 (サービス 利用料 の一部が 制度上 の

しきゅうげんどがく こ ばあい ふく ぜんがくじこふたん  
支給 限度 額 を超える 場合を含む) には、全額 自己負担 となります。  
ほう がい さーびす ばあい きょたくかいごけいかく さくせい さい  
(「法」 外 のサービスとなる 場合には、 居宅介護計画 を 作成 する際に  
そうだんしえんじぎょうしゃ せつめい りようしゃ どうい え  
相談支援事業者 から 説明 のうえ、利用者 の同意 を得ることになりま  
す)。

ふんいない えん ふんま ごと えんくわ  
0～15 分 以内 390 円、0～15 分 増す 毎に 390 円 加える。

## 7 キャンセル

りようしゃ さーびす りよう ちゅうし さい しょうてい  
(1) 利用者 がサービスの利用の 中止 をする 際には、すみやかに 所定 の

れんらくさき れんらく  
連絡先 までご 連絡 ください。

れんらくさき  
(2) 連絡先 : 090-8686-5557

りようしゃ つごう さーびす ちゅうし ばあい さーびすりよう  
(3) 利用者 の都合でサービスを 中止 する 場合には、できるだけサービス利用

ぜんぜんじつ れんらく ぜんじつまた とうじつ きゃんせる つぎ  
 の 前々日 までにご 連絡 ください。 前日 又は 当日 のキャンセルは、次  
 きゃんせるりょう もう う りょうしょう  
 のキャンセル料を 申し受けることになりますので、ご 了承 ください。(た  
 りょうしゃ ようだい きゅうへん きんきゅう え じじょう  
 だし、利用者の 容態 の 急変 など、 緊急 やむを得ない 事情 がある  
 ばあい きゃんせるりょう ふよう  
 場合は、キャンセル料は不要です)。

きゃんせるりょう りょうしゃふたん しはら しはら  
 (4) キャンセル料は、利用者 負担の支払いにあわせてお支払いいただきます。

| じ かん<br>時 間                            | きゃんせるりょう<br>キャンセル料        | び こう<br>備 考 |
|----------------------------------------|---------------------------|-------------|
| さーびすりょうび ぜんぜんじつ<br>サービス利用日の 前々日 ま<br>で | む りょう<br>無 料              |             |
| さーびすりょうび ぜんじつ<br>サービス利用日の 前日 まで        | りょうしゃふたんきん<br>利用者負担金の50%  |             |
| さーびすりょうび とうじつ<br>サービス利用日の 当日           | りょうしゃふたんきん<br>利用者負担金の100% |             |

そうだんまどぐち くじょうたいおう

## 8 相談窓口、苦情対応

さーびす かん そうだん くじょう つぎ まどぐち たいおう

○ サービスに関する相談 や 苦 情 については、次の窓 口で対 応 いたしま  
 す。

|                    |                                                                                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そうだんまどぐち<br>相談 窓 口 | でん わ ばん ごう<br>電 話 番 号 090-8686-5557                                                                                               |
|                    | ばん ごう<br>F A X 番 号 0137-84-5770                                                                                                   |
|                    | さーびすていきょうせきにんしゃ よしだ みどり<br>サービス 提 供 責 任 者 吉田 緑<br>たい おう じ かん ごぜん じ ご ご じ<br>対 応 時 間 午前9時～午後5時<br>じかんがい<br>時間外 についても 090-8686-5557 |

- えんかつ      じんそく      くじょうしより      おこな      しよりたいせい      てじゅん
- 円滑 かつ 迅速 に 苦情処理 を 行 うための 処理体制 ・ 手順
- くじょう      ばあい      さーびす      ていきょうせきにんしゃ      あいてがた      れんらく
- ・ 苦情 があった場合は、ただちにサービス 提供責任者 が 相手方 に 連絡 を  
と      ちよくせつ      い      くわ      じじょう      き      たんとうしゃ      じ  
取り、 直接 行くなどして 詳しい 事情 を聞くとともに、 担当者 からも事  
じょう      かくにん  
情 を 確認 します。
- さーびす      ていきょうせきにんしゃ      ひつよう      はんだん      ばあい      かんりしゃ      ふく
- ・ サービス 提供責任者 が 必要 であると 判断 した場合は、 管理者 まで 含め  
けんとうかいぎ      おこな  
て 検討会議 を 行 います。
- けんとうかいぎ      おこな      ばあい      かなら      かんりしゃ      しよりけつ      ほうこく
- ( 検討会議 を 行 わない場合も 必 ず 管理者 まで 処理結果 を 報告 する。)
- けんとうご      よくじつ      かなら      ぐたいてき      たいおう      おこな
- ・ 検討後 、 翌日 までには 必 ず 具体的 な 対応 を 行 います。
- りようしゃ      しゃざい
- ( 利用者 への 謝罪 など)
- きろく      だいちょう      ほかん      さいはつぼうし      やくだ
- ・ 記録 を 台帳 に保管し、 再発 防止に役立てます。

## じこ はっせい      たいおう      けが      お      ばあい 9 事故 発生時 の 対応 (ケガを負わせた場合)

- りようしゃ      たい      ほうもんかいご      ていきょう      おこな      じこ      はっせい      ばあい
- 利用者 に対する 訪問介護 の 提供 を 行 っているとき事故が 発生 した場合
- げんば      おうきゅうてあて      すみ      しゅじいなど      れんらく      おこな      など      しん
- は、現場で 応急手当 をし、速やかに主治医等 への 連絡 を 行 う等、診
- さつ      ちりょう      う      たいおう      どうじ      かぞく      じこせつめい
- 察、 治療 を受けるよう 対応 します。同時に、家族への 事故説明、せたな
- ちょう      そうだんしえんじぎょうしゃ      ほうこく      じこげんいん      ぶんせき      さいはつぼうし
- 町 、 相談支援事業者 への 報告 をし、事故原因 の 分析 により 再発 防止
- さく      せってい
- 策 を 設定 します。
- なお      じぎょうしゃ      せき      ばいしょう      じこ      ばあい      しょうがいしゃふくし
- 尚、 事業者 の 責 により 賠償 すべき事故の場合には、 障害者 福祉
- さーびす      す      けいやくしょ      だい      じょう      のっと      そんがいばいしょう      おこな
- サービス 契約書 (第 9 条 ) に 則 って 損 害 賠 償 を 行 います。

あくてんこうとう ふかこうりよく

## 12 悪天候等による不可抗力

たいふう おおゆき しゅうちゅうごうとう あくてんこう つうじょう さーびすていきょう  
台風・大雪・集中豪雨等、悪天候により通常のサービス提供  
こなん かんりしゃ さーびすていきょうせきにんしゃ はんだん  
が困難なとき、管理者およびサービス提供責任者の判断により、  
さーびすていきょう ちえん たんしゆく ちゅうし ばあい さーびすていきょう  
サービス提供を遅延・短縮・中止する場合があります。サービス提供の  
ちえん たんしゆく ちゅうし じぜん りょうしゃ じょうきょうせつめい うえ  
遅延・短縮・中止については、事前に利用者に状況説明の上、  
りょうしょう え けつてい たんとう きょたくかいごしえんじぎょうしょ ほうこく  
了承を得てから決定し、担当の居宅介護支援事業所へ報告します。  
せいめい けんこう いじ さーびすていきょう ふかけつ りょうしゃ とうじつ  
生命や健康の維持のためにサービス提供が不可欠な利用者へは、当日  
よてい さーびすないよう ひつようさいていげん さーびす おこな  
予定のサービス内容のうち、必要最低限のサービスのみ行います。

ひじょうさいがいじ たいおうほうほう

## 13 非常災害時の対応方法

ひじょうさいがいじ たきんきゅう じたい そな ぎょうむけいぞくけいかく ビーシーピー  
非常災害時またはその他緊急の事態に備え業務継続計画（BCP）  
さくせい けんしゅう くんれん おこな きょたくかいごしえんじぎょうしょ  
を作成し、研修および訓練を行います。居宅介護支援事業所と  
れんけい りょうしゃ あんぴかくにん ほうほう けんとう りょうしゃ あんぜん  
連携して利用者への安否確認の方法をあらかじめ検討し、利用者の安全  
かくほ じんりよく  
確保に尽力します。

ひさいじょうきょう さーびすていきょう こなん ばあい のぞ りょうしゃ せいめい  
被災状況によりサービス提供が困難な場合を除き、利用者の生命  
けんこう いじ ぎょうむけいぞくけいかく もと かき さーびす  
や健康の維持のために、業務継続計画に基づいて下記のとおりサービス  
けいぞく つと  
継続に努めます。

けいぞく ゆうせん さーびす

### （1）継続を優先するサービス

しょくじかいじょ はいせつかいじょ ふくやくかいじょ

食事介助、排泄介助、服薬介助

きゅうし      ばあい      さーびす  
(2) 休止 する場合があるサービス

にゅうよくかいじょ      せいかつえんじょ      つういんかいじょ  
入浴介助      、      生活援助      、      通院介助

かんせんしょうはっせいじ      たいおうほうほう

1 4      感染症      発生 時の 対応      方法

かんせんしょうよぼう      じぎょうしよない      かんせんしょうはっせいじ      さいはつぼうし  
感染症      予防や 事業所      内での 感染症      発生 時、またその 再発 防止の  
かんせんしょうたいさくいいんかい      せっち      ししん      せいび      けんしゅう      くんれん  
ために 感染症      対策 委員会 を設置し、指針の整備、      研修      および 訓練 を  
おこな      じぎょうしよない      かんせんしょう      はっせい      ばあい      さーびす  
行 います。 事業所      内で 感染症      が 発生 した場合においてもサービスの  
ていきょう      けいぞく      ぎょうむけいぞくけいかく      ビーシーピー      さくせい      もと  
提供 を 継続 するために、業務 継続 計画 (BCP) を 作成 し、それに基  
たいおう  
づいて 対応 します。

ぎゃくたいぼうし      かん      たいさく

1 5      虐待      防止に 関する 対策

りょうしゃ      そんげん      ほじ      じんかく      そんちょう      じゅうし      けんりりえき      ようご      し  
利用者の 尊厳 の保持・人格 の 尊重 を 重視 し、権利 利益の擁護に資する  
もくてき      ぎゃくたいぼうしけんとういいんかい      せっち      しょうがいしゃぎゃくたい      ぼうし  
ことを 目的 に、虐待      防止 検討 委員会 を設置し、      障害者      虐待 の防止  
しょうがいしゃぎゃくたい      そうきはっけん      そうきたいおう      つと  
とともに 障害者      虐待 の早期 発見 ・早期 対応 に努めます。  
ぎゃくたいぼうし      しょくいんけんしゅう      てってい      しょくいん      りょうしゃかぞく      ふく  
虐待      防止のため 職員      研修 を 徹底 し、職員 または 利用者 家族を含  
ようごしゃ      ぎゃくたい      う      おも      りょうしゃ      はっけん      ばあい      すみ  
む 擁護者 による 虐待 を受けたと思われる 利用者 を 発見 した場合には、速や  
ちょう      つうほう  
かにせたな 町 に 通報 します。

しんたいこうそく      てきせいか

1 6      身体      拘束 の 適正化

げんそく りようしゃ じゆう せいげん しんたいこうそく おこな  
原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。  
かき きじゅん がいとう しんたいこうそくはいしいんかい だいたい けあ ほうほう  
ただし、下記の基準に該当し、身体拘束廃止委員会で代替ケア・方法  
けんとう うえ しんたいこうそく こうどうせいげん おこな え ばあい  
の検討をした上で身体拘束による行動制限を行わざるを得ない場合  
かなら じぜん さーびすけいかくしょ りつあん きんきゅう え しんたい  
は、必ず事前にサービス計画書に立案および「緊急やむを得ない身体  
こうそく かん せつめいしょ さくせい りようしゃ かぞく じゅうぶん  
拘束に関する説明書」を作成し、それをもとに利用者と家族に十分な  
せつめい りかい どうい え かんりしゃ かくにん え こうどうせいげん  
説明をし、理解と同意を得ます。さらに管理者の確認を得てから行動制限  
かいし きかんない ていきょうごと けいかきろく ほうもんかいごきろくしょ きさい  
を開始し、その期間内は、提供毎に経過記録を訪問介護記録書に記載し  
ます。

しんたいこうそく おこな きじゅん  
＜ 身体拘束を行う基準 ＞

- にじてき しんたいしょうがい ひ お かのうせい だいたいほうほう  
(1) 二次的な身体障害を引き起こす可能性があるため、代替方法が  
みいだ あいだ え しょち おこな こうどう せいげん  
見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限  
とうがいりようしゃまた た りようしゃ せいめい しんたい ほご  
(2) 当該利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するために  
きんきゅう え ばあい  
緊急やむを得ない場合

かくしゅかさんようけん  
17 各種加算要件

かさんようけん てきごう ばあい しょうていたんいすう かさん  
加算要件に適合した場合は所定単位数に加算となります。

- とくべつちいきかさん ちゅうさんかんちいきとう ちょう ちゅうさんかんちいき してい  
① 特別地域加算 ～ 中山間地域等（せたな町は中山間地域に指定さ  
きよじゅう りようしゃ たい しょうていたんいすう  
れております）に居住している利用者に対しては、所定単位数の15%  
かさん  
加算となっております。

- しょうかい かさん しんき ほうもんかいご けいかく さくせい りょうしゃ たい しょうかい
- ② 初回加算 ～新規に 訪問介護計画 を作成した利用者に対して 初回 に  
じっし ほうもんかいご どうつきない さーびす ていきょうせきにんしゃ みずか ほうもん  
実施した 訪問介護 と 同月内 にサービス 提供責任者 が、自 ら 訪問  
かいご おこな ばあい また ほうもんかいご いんなど ほうもんかいご おこな さい  
介護を 行 う場合 又は、他の 訪問介護員 等 が 訪問介護 を 行 う際に  
どうこう ほうもん ばあい たんい かさん  
同行訪問 した場合に 200 単位の加算となります。

- きんきゅう じたい おうかさん りょうしゃ かぞく など ようせい う さーびす
- ③ 緊急時対応加算 ～利用者 やその家族 等からの 要請 を受けて、サービス  
ていきょうせきにんしゃ していそう だんし えんいん れんけい はか していそう だんし えんいん  
提供責任者 が指定 相談支援員 と 連携 を図り指定 相談支援員 が  
ひつよう みと さーびす ていきょうせきにんしゃ また た ほうもんかいご  
必要 と 認めたときに、サービス 提供責任者 又は、その他の 訪問介護  
いんなど さーびす とうりょう けいかく ほうもんかいご しんたいかいご おこな  
員 等 がサービス 等 利用計画 にない 訪問介護 ( 身体介護 ) を 行 った  
ばあい かげつ かい げんどう かい たんい かさん  
場合に 1 ヶ月に 2 回 を限度として、1 回に 100 単位の加算となります。

④

|                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| しゅじい い<br>主治医 (かかりつけ医) | しゅじい しめい<br>主治医氏名 |
|                        | れんらく さき<br>連絡先    |
| かぞく<br>ご家族             | しめい<br>氏名         |
|                        | れんらく さき<br>連絡先    |

れいわ      ねん      がつ      にち  
令和      年      月      日

りようしゃ      だいにんにん  
利用者（または 代理人）

わたし      じゅうようじこうせつめいしょ      せつめい      う  
私 は、      重要事項説明書      の 説明 を受けました。

じゅうしょ      くどうぐん      ちょう  
住 所      久遠郡せたな 町

---

し      めい           いん  
氏 名                印

---

せつめいしゃしめい                いん  
説 明 者 氏 名                印

---